

令和3年9月11日

スポーツ団体 各位

NPO法人京田辺市社会体育協会
会長 井上 晃志
【印省略】

緊急事態宣言の延長を受けて（9月11日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京都府への緊急事態宣言延長を受けまして、下記の通り活動の制限がございますので、貴団体で周知いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1、期間について

- ・令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで（予定）

2、市内小中学校の使用（学校開放事業）について

- ・京田辺市から要請があり使用中止となります。

※使用申請されている団体は文化スポーツ振興課へのキャンセル連絡は不要です。

3、有料公園施設等の使用について

- ・京田辺市から要請があり全施設閉館となるため使用不可となります。
- ・田辺中央体育館窓口の受付時間が9～17時に変更となります。
- ・使用申請されている団体は申請書の控えと運転免許証等のご本人確認ができるものを持参のうえ、田辺中央体育館窓口にて還付の手続きをお願いします。（緊急事態宣言の解除後も返金可能です）

4、会員の活動について

- ・不要不急の外出自粛とし、団体としての活動等は自粛してください。

5、本協会主催事業（市民総体や各団体の大会、定期練習など）の実施について

- ・実施を中止してください。

6、本協会が主催しない大会等への参加について

- ・各団体の責任とし、団体内で協議を行ったうえで判断してください。
- ・参加される場合は、事務局まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp